

リラクゼーションスペース（店舗）における
新型コロナウイルス対応ガイドライン



2020年3月6日

はじめに

世界レベルで新型コロナウイルス感染が拡大する中、日本国内に於いても感染拡大防止に向けて、官民一体となって対策を講じておりますが、感染拡大が収まらなければ国民の健康被害は基より経済的な被害も深刻な問題です。

リラクゼーション業界から感染者を出さない、感染者の侵入を水際で防ぎ、感染防止対策を徹底するとともに、発生時の具体的な対応をあらかじめ定めておくことが重要です。

リラクゼーションスペース（店舗）の利用者並びにセラピスト、従業員等の生命と健康を守るために、業界共通の対応指針が必要不可欠であると考えます。

よって当協会では、ここにリラクゼーションスペース（店舗）の特性に即した、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ運営ガイドラインを定め、全国のリラクゼーション事業者に対してガイドラインに沿った店舗運営に励んで頂くことを強く求めます。

一般社団法人日本リラクゼーション業協会

理事長 清水 秀文

利用者への注意喚起（ホームページ・店頭掲示・書面配布等）

- ①スペース（店舗）利用時の注意事項並びに体調が思わしくない時の来店自粛をHPや店内掲示でお客様へ呼びかけ、実行の徹底を強く求める。

注意と実行の徹底を利用者に対し明確に周知すべき事項を当協会が作成し、各スペース（店舗）への対応を促す。

（実際の文面）

感染拡散を防ぐため、しばらくの間、以下の点を厳守の上ご利用頂きますよう、強くお願い申し上げます。

少しでも該当すると感じる点がある方のご来店は固くお断り申し上げます。

- 次の症状がある方等、該当する点があるお客様の来店をお断りします。

※風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や37.5度以上の熱がある方。

※強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。

※咳、痰、胸部不快感のある方。

※同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。

※その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

[補足] その地区で感染例が報道されている地区では、潜在的に誰が感染しているのかわからないので、一層の対策が必要。

以下の厚生労働省HPを参照のこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

- 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、並びに当該居住者との濃厚接触がある方。

以下の外務省HPを参照のこと。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/conuntry_count.html

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生した観光クルーズ船から下船された方。

注）なお、地域の学校で学級（学校）閉鎖などが行われた際は、幼児・学童・学生（18歳未満）の方はご来店をご遠慮ください。

- ②感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中、スタッフがマスクを着用することの告知。

認定試験やリラクゼーションゼミナールへの対応

①セラピストを対象とした1，2級認定試験への対応

受験者へ感染予防対策として受験会場へは必ずマスク着用、会場設置の消毒液による除菌等により開催。但し、今後、感染拡散が収まらない場合は国の方針に基づき試験開催を延期する場合がある。

※その際、HP への掲載、会員企業へメールで告知する。

②リラクゼーションゼミナールへの対応

セミナー会場運営先であるリクルート社の企業方針（10名以上のセミナー開催中止）並びに受講者の健康を守るために、当面、リラクゼーションゼミナールの開催は延期する。

※今後の開催スケジュール等はHP へ掲載、会員企業へメールで告知する。

スペース（店舗）の営業に於ける対応

①スペース（店舗）内衛生確保・感染防止対処

イ. 当協会から提供される利用に関する注意喚起掲示の徹底

ロ. スペース（店舗）入口

●入口への手指消毒剤配置と消毒の徹底

※推奨薬剤（エタノール・ポビドンヨード・次亜塩素水）

ハ. 更衣室・トイレ

●清掃・除菌の通常以上の徹底。

●洗面所の水道、トイレ、出入口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所
のこまめな除菌、清掃の実施及び実施済み管理簿の設置。

（最低推奨回数：2時間に1回）

ニ. 施術ベッド等

●施術ベッドに使用するタオル等は施術毎に都度交換する。

●顔枕は施術毎に除菌する。

ホ. その他

●セラピスト等は全員マスク使用が望ましく、利用者には可能な限りマスク使用をお願いする。

セラピストの健康管理／処遇

- ①セラピスト等全員の体温チェックを徹底（37.5 度以上は即出勤停止）
＞最低限入社時と退社時にチェックし、その結果を記録し上長が確認押印する台帳作成の徹底。
- ②セラピスト等の家族、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即刻出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施。
- ③会社側の判断での店舗営業休止の場合、業務委託契約を交わしているセラピストの発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる休止など、いくつかのケースに応じた停止に伴う賃金保障については各社個々の固有事案であるが、あらかじめ対応を決めておくことが望ましい。

感染者情報に接した場合の対処(保健所からの通報・本人からの通告)

- ①まず、即時に保健所へ通告。（求められる情報を速やかに開示）
＞来店者情報の抽出。
＞特に感染者の入店時から退店の一時間後くらいまでに来店されていた利用者のリストアップ。
- ②保健所の指示に従った上で早い段階で休店を決定し、関係者へ周知を図る。
※SC 内のスペース（店舗）の場合、あらかじめ、テナント契約等の内容を確認しておく。
- ③感染者利用などの判明により同時間帯の来店者への連絡、あるいは逆のケースが考えられることから、現場負担が多たであることの想定と、起きた場合の対応の事前検証が望ましい。
- ④自社内だけでなく、行政への関連者リスト提出を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順など具体化しておくことが望ましい。
- ⑤休業期間については、所轄保健所により指揮の有無が異なるのが現状、意志疎通に留意する。
- ⑥スペース（店舗）汚染が発生すると専門業者によるスペース（店舗）の消毒が求められるので、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておく

最後に・・・

現況のような状況下ではありますが、営業活動を停止することによる経済状況の悪化は避けたいというのは、各社共通の願いであることは言うまでもありません。

しかし、一方で1スペース（店舗）でも対応の不備による感染拡散が発覚した場合には、業界全体への自粛を要請される可能性があります。

リラクゼーションスペース（店舗）を運営される全ての事業者の皆様には、どうか万全の体制での運営を心掛けて頂きますよう、切にお願い申し上げます。

一般社団法人日本リラクゼーション業協会

理事長 清水 秀文

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>